

陳情	受理番号	29	受理年月日	令和3年11月24日	付託委員会	教育福祉
件名	マスクに関する陳情書①					

### マスクに関する陳情書①

いつも市民の為にご苦勞頂きまして、ありがとうございます。

#### (理由・背景)

感染対策としてマスク着用を推奨している背景で、子どもたちにとってのマスク着用が成長発達に多大なる影響を及ぼしています。また県内の学校において、健康上の理由があつてマスクができない子どもたちが、マスクを強要される事例も起きています。

文部科学省に電話で確認したところ、「マスク着用は単なるお願いであり、強制できるものではなく、マスク着用の決定権は保護者にある。という認識でよろしいですか。」との質問に「その通りでございます。」との回答であつた。また、県教育委員会へ電話で確認したところ「マスク着用を強要するような指導はしておりません。個別に対応するよう指導しています。」との回答であつた。

しかし、現在学校教育現場では、児童生徒に対し、学校教育現場の方々からマスクをするよう強要めいた指導がなされており、統一した指導ができていないように感じられます。

1. マスク着用を義務付ける法律はない
2. 文部科学省は、「マスクは単なるお願いである」と回答している
3. マスク着用の決定権は保護者にある
4. マスクを強要すれば、刑法223条の強要罪に該当する
5. マスク着用の弊害（公立学校共済組合のwebサイト  
<http://www.kouritu.or.jp/kokoro/column/mask/index.html>より）添付資料参照
6. 憲法第26条教育を受ける権利を侵す行為をしてはならない
7. マスク着用の有無に関し、差別があつてはならない

#### 記

#### (願意・要望)

マスク着用の決定権は保護者にあり、いかなる場合も強要することはできないことを、学校関係者へ再度指導し、各学校・保護者へ文書にて周知してください。